

## 信用事業の譲渡



今回は、政府の農協改革で問題視されている「信用事業の譲渡」について、掘り下げてかंगाえてみましょう。

二〇一五年の農協法改正のきっかけとなったのは、規制改革会議の農業ワーキング・グループが発表した「農業改革に関する意見」です。そこには、「JAの信用事業は農林中金・信連に移管すること」、「JAは農林中金の統括のもとで、窓口・代理業を実施することが明記されています。

ちなみに「信連」(信用農業協同組合連合会)とは、信用事業を県段階で行う組織。JAや信連を会員とする全国組織を「農林中央金庫」(農林中金)といいます。

さて、「農業改革に関する意見」を基に、政府は与党とも協議して「規制改革実施計画」を決定しました。同計画では、「単協の専門化・健全化の推進」として、「単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から(中略)不要なリスクや事務負担の軽減を図る」ため、その方法を検討することとされました。

要するにこれは「JAが経済事業をしっかりとするために、経営上リスクが大きい信用事業をやめたら？」ということ。しかし、この論理は、次の事実から説得力に欠けていることがわかります。

現在多くのJAで営農・経済事業は赤字です。その赤字は、じつは黒字部門である信用・共済事業によって支えられているのです。

二〇一二年にJA全中が行った調査によれば、営農・経済事業が黒字で営農指導費も充足しているJAは、全体の十八・四%しかありませんでした。八割以上のJAが他の事業で得た収益によって営農・経済事業を支えています。なかでも割合が高いのが信用・共済事業というわけです。

さらに重要なのが、「身近なJAが信用事業を行うからこそ、農家は安心して営農に打ち込める」ということです。一例として、北海道で行われている融資方式の一つである「組合員勘定制度」(クミカン)を見てみましょう。

まず春先にJAが組合員に一年間の営農資金を貸し付けます。貸し付けには、営農計画書を作らなければなりません。個々の組合員にどれだけ資金が必要で、それを返済して家計が成り立つにはどれほど生産すればよいか、という収支計画のことです。これが決裁されて初めて貸し付けが実行され、肥料などの生産資材が営農計画書に沿って農家に供給されます。

そして、その他の生活用品も含めて決済は秋の収穫物の販売代金から引き落としします。もし前年に冷害などで資金繰りが苦しくても、農家は暮らしに窮することなく安心して仕事に励めるわけです。他の貸し付けについても同じような考え方に基づいて行われます。これは「農産物担保金融」と言えなくもありませんが、土地や家屋を担保にするわけではありません。実質的に無担保。なぜ、これが成り立つのでしょうか。

信用事業の根底に人と人との信頼関係があるからです。その土地でこれから先も末長くつきあっていていく仲間同士の助け合いの仕組みだ

ということ。土地や農家によって農業の姿はまったく異なります。表面上の数字を追うだけでは経営の実態を把握することはできません。だからこそ、信用事業には地域の日常に深く根を張るJAの主体性が欠かせないのです。

「でも、信用事業が譲渡されても、JAは代理店になるんだから形は残るわけだ。」という声もありますが、あくまで「代理」です。信用事業におけるその地域のJAの主体性がなくなり、組合員の意思が反映されにくくなる可能性があります。JAが組合員のために必要な施設等を設置するための資金についても代理店では自由に資金をまわせない(助け合いに使えない)ことにもなるでしょう。

ただし、JAの経営が厳しくなり、信用事業を行えなくなった場合や営農・経済事業に力を入れないなど組合員が主体的に判断するのであれば、信用事業の譲渡は選択肢の一つとして考えられるでしょう。

いずれにせよ、「信用事業譲渡」については、十五年の農協法改正では見送られました。十六年に規制改革推進会議農業ワーキング・グループが、「信用事業を営むJAを半減させよ」などという提言をするなど、今も油断ができません。情勢です。第三者がきめるのではなく、あくまで組合員が主体的に判断することがだいじなのです。



著者  
増田 佳昭  
まさだ よしあき

滋賀県立大学教授。専門は農業経済学、農業協同組合論。